

しないか、こういう御質問でございま
すが、この点は厳密に法律論として考
えますれば、あるいはそういうような
点がないとはいわれないと私は思うの
であります。ところが恩給制度が時世
の進歩とともに、時世に即応したよう
な考え方で進まなくちやならぬという
点から考えましても、また今回の是正
が、先ほど申し上げました上に薄く下
に厚くすることが、ただいまこの問題
を当面解決するに最も必要な条件であ
る。また若い方々は年寄りに一つ譲つ
てもらうと、こういうような考え方、
こういうようなものを勘案いたしまし
て、今回ののような処置をとった次第で
ありまして、将来こういうような問題
をどうするかという御質問に対しまし
ては、私どもの考え方としては、今
のこの恩給法が存続いたします以上
は、将来非常に財政的余裕ができるた
くの場合は、あらためて考えられ
る問題であろうかと、こういうふうに
考えております。

○高橋(等)委員 次に傷病恩給についてお尋ねいたしたい。この傷病恩給につきましては、予算総額が傷病恩給関係十八億六千万円、それに普通恩給併給二億六千万円、こうなつております。普通恩給まで加えますと二十一億程度のものになると考える。それで予算面の上で遺族公務扶助料に非常に多額のものがいまして、傷病恩給関係には非常に僅少なものしかいておらない。こういうことで、いろいろと関係者もこれには、傷病関係で、戦争に行つて非常に不自由なからだで戻つて、現に生活を営んでいる非常に氣の毒な人、こういう人々の生活を保障するには不適当じゃないか、少しそういう関係を冷遇しておりますはしないか、こういう不足がございまするし、また最近の新聞論調その他を見ましても、予算総額が十八億とか二十一億というのでは、遺族の方の関係の二百数十億に比べまして、非常に傷病圧迫である、こういう予算面だけを見たいろいろな非難があるのでござります。この点はなぜひとと政府におきまして解明をしていただきなければならぬ。この点はどういうようになりますか、一応御説明をお願いいたしたいとよしに、傷病恩給についてどうお考えでこの増額をおやりになつたか、これを承わっておきたいと思うのであります。

はないか、こういう御質問でござりますが、私どもいたしましては、傷病恩給につきましては特に力を入れたつもりであります。私は予算編成の当時におきましても、傷痍軍人の処遇の向上につきましては最後まで努力をいたしました。先ほどお上げになりました十八億六千万円の金額をとつたわけであります。これが非常に少いような感を一部の方が抱いておられることがあります。さて、おそらくこれは二十八年の法律が制定されました際に、傷痍軍人の基礎の額が少し少しきに過ぎたのじやないか、こういうような点がないでもないと思いますが、今回におきましてはこれは全部一万五千円ベースにいたしまして、その一万五千円ベースにのつて算出いたしましたものが、第一項症が十七万一千円であります。これがあつと二十万くらいになるのが至当じゃないか、こういうような御意見もあつたのであります。算出の基礎から申しますと十七万一千円、それでは重症者に非常にお氣の毒であるから、二項症以上の重症者に対しましては、初めて介護手当というものを設けまして、介護手当は年額二万四千円でござります。これを一つ出すことにいたしました。こういうような処置もとりまして、全体といたしましては、恩給審査会の御意見を尊重いたしますと、重症者にはまあ脅威く、こういうことが強くありました。が、私どもは重症者といえどもこういう際に予算の許す限りの増額をいたすることはぜひ必要である、こういうことの観点から、五割五分から八割の増額をいたしました。こういうわけであります。

が少いという方がございますれば、それはまた数字をあげて御説明いたしましたが、全然そういうことでなくて、どうも総額において十八億六千万円は少い、こういうことは、内容をよく御検討いただくと当らないんじやないかと思つております。なおまた従来一番問題になつておりますた一番むずかしい内部疾患の問題、これに対する裁定は従来非常にシビヤーでありますて、お氣の毒な点がだいぶあつた。この点につきましては、そういう方面の調査会を擱案作りまして、これが是正をはかりたい、こういうふうな考え方を持っております。いずれ案ができましたらまたお示しして御批判を聞きたい、こう思つております。

なされているのでござりますから、予算総額に對する振り分けについて、どういうような率を公務扶助料は占め、傷病慰給は占めるか、そこで政府がやりました措置の判断の資料にしなければならぬ、こう考えるので、その点の御答弁をお願いいたしたい。

○今松政府委員 ただいまお答えいたしました調査会の問題でございますが、これはまだ私の私案の程度でございますが法律による調査会ではなく、閣議決定による調査会を作つて、それによつて慎重に審議をして、今のような問題の足らないところを補つていきたい、こういうふうに考えておりま

す。

○八巻政府委員 ただいま今回の三百億の中における傷病慰給関係の増額というものがどうなつてゐるかと申しますと、本年度の現在における予算額と対比いたしまして、その増加分といふものを考へて参りますと、公務扶助料におきましては、六百三十四億六千万円という現行の恩給費に対しまして、今回の増額案におきましては二百二十九億六千万円、約三六%の増になつております。これに対しまして増加恩給につきましては、現在二十億の予算でございますが、これに対しまして十四億六千万円、すなわち七三%の増加となつております。また傷病年金につきましては、現在七億七千万円でございますが、これに対しまして三億六千万円を増加しようとするものでありまして、約四七%の増となつておるのでござります。また一人当たりの増加分につきまして考えてみましても、増加恩給につきましては、七項症から第一項症

まで平均いたしまして、一人当たり二万

二千四百三十八円、これに併給されるときの普通恩給の増を考えて参りますと、二万五千八百三十八円、こういうふうになるのでございます。また傷病

年金につきましては、一人当たり平均五千五百五十七円、こうしたことになっております。これに対しまして、公務扶助料の方は、これは兵から上の階級まで

平均でございますけれども、一人当たり一万六千六百六十三円、こうしたことになつておりますので傷病恩給

につきましての予算対比におきましても、また一人当たりの増額比率におきましても、そう遜色のないものと考えてお次第でございます。

○高橋(等)委員 ここで法制局にちょっとお尋ねを申し上げたい。それは憲法第二十九条の財産権に関する問題でございます。この恩給関係をたとえば年金に改めるとか、いろいろな制度に変える場合に、現実に受け取る金額というものが、個人々々の手取り

が減少をいたすという場合は、第二十九条の侵犯になるかどうか、この点を承わっておきたいと思います。

○野木政府委員 憲法第二十九条の財産権の問題ですが、恩給に関する権利、これもすでに給付事由が発生して権利が発生した以上は、やはり憲法二十九条の財産権に入るものと解されま

す。こうしてこの場合に現実の手取り額を減らすような結果になる法律の改正をすることは、果して財産権の侵犯になるかどうかという点に関しましては、やはり現実の手取り額が減るよ

うになるのは憲法上違憲の疑いがあるのではないか、さよう存する次第であ

ります。

○高橋(等)委員 それではもう一つ承

り受け取るべきものと、それと同じ総額を五年間にあるいは六年間に延長し

お答え願いたい。

○野木政府委員 ただいまの御質問は

なかなかむずかしい点を含んでおると存しますが、まず第一に三年間なら三

年間に年金として受け取るべき権利

を、五年なら五年に変えることはどう

かという点が問題になると思ひます

が、やはりそれが合理的な理由がある

かどうかという点がます問題になると思ひます。かりにその点が何か公共の福祉とか合理的な理由があるといひましても、次に三年のものを五年なり七年にするという場合において、その

かどうかという点が第二の問題になるのではないかと思ひます。しこうして、か

りに全く等価値と認められる場合におきましては、これは必ずしも直ちに憲法二十九条の問題になるかどうか、この点は先ほどのようにはつきり違憲の疑いがあるとまで申さなくてもあるいはよいのではないかと存する次第でござります。

○高橋(等)委員 私の質問がちょっと抽象的過ぎるので、お答えもそうつな

ります。

○高橋(等)委員 ただいま仰せになり

て受け取るべきものを、それと同じ総額を五年間に延長しておきまして、かりにそうだとお答え願いたい。

○野木政府委員 たゞいまの御質問は

なかなかむずかしい点を含んでおると存しますが、まず第一に三年間なら三

年間に年金として受け取るべき権利

を、五年なら五年に変えることはどう

かという点が問題になると思ひます

が、やはりそれが合理的な理由がある

かどうかという点がます問題になると思ひます。かりにその点が何か公共の

福祉とか合理的な理由があるといひましても、次に三年のものを五年なり

七年にするという場合において、その

かどうかという点が第二の問題になるのではないかと思ひます。しこうして、か

りに全く等価値と認められる場合におきましては、これは必ずしも直ちに憲法二十九条の問題になるかどうか、この点は先ほどのようにはつきり違憲の疑いがあるとまで申さなくてもあるいはよいのではないかと存する次第でござります。

を一定の年限据え置いて出そう。そし

て困窮者その他事由ある者には据え置きはやめて出そう。しかも相当年限をあります。たとえば三年間に分割して受け取るべきものを、それと同じ総限つた打ち切りをやる、七年なら七年で打ち切りをやる、こういうようなことを実は持ち出されているのでござい

ます。それも一つの考え方だと私は思う。しかし今の年々受け取つております。公債を公債に切りかえまして、それを実は持ち出されているのでござい

ます。それも一つの考え方だと私は思つた打ち切りをやる、七年なら七年で打ち切りしないのですが、公債にし

て、しかもそれを七年なら七年据え置いて、その後においてこれを分割して公債償還の形でやっていく。こういう

ようなことをやりますことは、私は二十九条の財産権の関係から考えてみますと、非常に大きな疑問がある。今の憲法下においてそういうことは無理だと考へるのです。これについての法制局の御意見を承わつておきたい

と思う。

それとともに、この公債を発行いたしましたが、今の恩給と同じ手取りを

しましても、今の恩給と同じ手取りを出すとするならば、これは国家財政の上から言いましてちつとも財政の切り詰めにも何もならない。もし今の手取りよりも減すとすれば、これは明らかに、先ほど御答弁になりましたように、恩給の一つのあれで、つまり減すとすれば、これは明らかに、先ほど御答弁になりましたような、憲法第二十九条の財産権の侵害に

なると考へなければならぬ。そこに、この点について非常な疑問があるのであります。しかしながらこの場合におきま

すが、御答弁をお願いいたしておきた

いと思います。

○野木政府委員 ただいま仰せになり

たように、原理いたしましては、果

して年金を公債に切りかえる合理的的理由があるかどうかということが問題になります。

○高橋(等)委員 第二におきまして、かりにそうだと

いたしまして、その等価値関係において切りかえられるかどうかという点が問題になります。等価値関係において切りかえないとすると、これはやはり違憲の疑いがあるのでないか

と存ぜられる次第であります。そして等価値関係において切りかえるとい

うことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

ことになりますと、果してどういう実績があるかというような点が、これは

じます。

○高橋(等)委員 二十九条の財産権と

恩給権の問題につきましては、また日

をあらためて詳しく述べました。

恩給費を五年間に延長しておきま

す。そこで、かえつて減耗率の方があ

りますが、その他新らしい原因によ

て恩給がふえる要素はないのでありま

す。そこで、かえつて減耗率の方があ

りますが、その他新らしい原因によ

て恩給がふえる要素はないのでありま

す。そこで、かえつて減耗率の方があ

りますが、その他新らしい原因によ

ります。

○高橋(等)委員 恩給費を五年間に延長しておきましては、また日本をあらためて詳しく述べました。

えをお願いいたしたいと思います。

○今松政府委員 恩給亡國というような言葉をときどき承わるのであります。が、私どもの考えをいたしましたは、本年度一兆三千億余の予算のうちで、恩給費が占めるペーセンテージは、正確なことはわかりませんが、大体七%くらいだらうと思つております。それから今回の恩給増額によつて、一番ビーグ時になります三十六年度におきましても、經濟の伸びというもの等勘案して予算を考えてみると、大体八%近くになるのじやないか、こういうよう考へておりますと、私は恩給亡國ということはどうも考えられないのですが、たゞ、今の恩給費のうちで大部分を占めますものは軍人恩給でございまして、そのうちまたその大部分を占めますものは、いわば戦後処理とも申すべき戦没軍人の扶助料、こういうことになつております。この扶助料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給局長から申し上げますが、三十三年度を一〇〇といつてしまつて、三十四年度には一一三、三十五年度は一二一、一九二、一九三、三十六年度は一二二でございまして、三十七年度には一一六、三十八年度には一二四、三十九年度には一一〇、四十一年度には一〇八、四十二年度には一〇五、四十三年度には九九、こういふような指數を大体たどつていくように考へております。

○高橋(等)委員 ちょっと聞き漏らしましたかも知れませんが、それは今年度の恩給と来年度以降の恩給との比率でござりますか。

○今松政府委員 三百億の増額をいたしました上の計算になつております。

○高橋(等)委員 それは三百億の増額をいたさないものと三百億の増額をいたしたものとの比較ぢやないのですか。

○今松政府委員 私が説明をいたしましたのは、三百億を増額いたした後のものでございます。三十三年度を一〇〇とした計算でございます。

○高橋(等)委員 恩給局長にその具体的な指數の伸びでございます。それらお述べになりました指數は、三百億増額案を実施いたすといたしました場合の指數の伸びでございます。それを解析して申し上げますと、現在のままで今回の増額を行わないといったしまして、この上に三十四億のるわけでございますが、それがのらないといたしますと、三十三年度予算におきましては一千億でございます。今回の増額分は、これの上に三十四億のるわけでございませんが、それがのらないといたしまして、足りない点は恩給局長から申し上げますと、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給

料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給

料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給

料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給

料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給

料を受ける方々は、大体非常に老齢の方が多いのであります。また近く成年に達する子女も多いのであります。この分の増額は、三十六年を契機といつてしまつて、あとは漸減の道をたどつていくよう考へられます。一応私が申し上げまして、足りない点は恩給

度につきまして、政府においてもいろいろと検討になつておるよう思つてござりますが、合理的なものであります。

○福永委員長 渡谷悠藏君。

○淡谷委員 私はまず恩給法等についてお伺いいたします。提案理由の説明をございます。この報告も一応は受け取っておりますが、この臨時恩給等調査会においていろいろ意見の出ました中で、少數意見があつたはずであります。本日は一つこの発表されない少数意見についていろいろと承つてみたところですが、先ほど高橋委員から話がございました通り、この恩給の問題が出来ましたとたんに、世間では恩

給亡國論が強く出ました。その中で、

○淡谷委員 今回の措置はこの提案理由の説明にもございます通り、「戦没軍人遺族ならびに戦傷病者の待遇の改善と老齢退職公務員の待遇の向上に、国会で一貫した御答弁があつたのでありますから、遺族、傷痍者の問題特に願いはいたしませんが、この制度につきましては、先ほど来申しますように、国会で一貫した御答弁があつたの

度につきましては、その八分の一を計

上いたしまして、逐次実施していくく

と、今年度、予算是一千三百四億、こ

れが三十六年度におきましては一千二

百六十三億というピーカーを示しまし

たかも知れませんが、それは今年度の

恩給と来年度以降の恩給との比率でござりますか。

○今松政府委員 三百億の増額をいたしました上の計算になつております。

○高橋(等)委員 それは三百億の増額をいたさないものと三百億の増額をいたしたものとの比較ぢやないのですか。

○今松政府委員 ちよつと聞き漏らしましたが、あらためてまた十分に御質

問をいたしたいと思います。それで、

○高橋(等)委員 この数字の点につきましては、あらためてまた十分に御質

問をいたしたいと思います。それで、

○高橋(等)委員 ちよつと聞き漏らしましたが、あらためてまた十分に御質

問をいたしたいと思います。それで、

たですか。

○八巻政府委員 臨時恩給等調査会におきまする王題は、恩給法のワク内の問題、あるいは援護法のワク内の問題でございましたので、そうした広範な問題については積極的に議論の対象にはならなかつたと私は記憶しております。与えられた使命といふものが恩給法のワク内の問題、援護法のワク内の問題でございますので、その処理に重点が置かれたために、その答申の内容もそこまで手が及んでおらない。もちろんそういう問題は頭に置きながら、背景に置きながら答申を出されておりますけれども、正面からそれをどうこうするというところにはなつておらぬ、こういうふうに思います。

○淡谷委員 今松長官に質問いたしましたが、今お聞きの通り、非常に慎重に

考慮されましたといふ報告のある臨時恩給等調査会においては、その点は触れてなかつたようです。長官は一体そ

ういう点はどうお考えになつておりますか。

○今松政府委員 戦争の場合に赤紙で召集を受けて戦地でなくなられた方、国内にお

また総力戦でありますから、国内においても敵の爆弾その他非常に被害を受けた者と、これはお氣の毒な点においては同じであります。しかしこういう爆弾等でなくなつた方と同じにするということは、今の恩給法の考え方ではちよつとむずかしいのではないかと思います。ドイツなんかのような国におきましては、こういうものを全体ひつくるめまして、戦争犠牲者の援護の年金なんかができるのですが、わが國ではまだそこまで至つてないのは非

常に遺憾であります。

○淡谷委員 恩給法のワク内ではそれが解決つかぬことはわかつておりますが、少くともあの戦争の結果、日本は大きな変革を見ておる。この際そういう問題でございましたので、そうした広範な問題については積極的に議論の対象にはならなかつたと私は記憶しております。与えられた使命といふものが恩給法のワク内の問題、援護法のワク内の問題でござりますので、その処理に重点が置かれたために、その答申の内容もそこまで手が及んでおらない。もちろんそういう問題は頭に置きながら、背景に置きながら答申を出されておりますけれども、正面からそれをどうこうするというところにはなつておらぬ、こういうふうに思います。

○淡谷委員 今松長官に質問いたしましたが、今お聞きの通り、非常に慎重に

考慮されましたといふ報告のある臨時恩給等調査会においては、その点は触れてなかつたようです。長官は一体そ

ういう点はどうお考えになつておりますか。

○今松政府委員 戦争犠牲者に対する援護の問題は、これは大きな社会保障制度の確立に待つてこれをやっていく、こ

ういうより仕方ないのじやないかとなるのです。またそういうような

方向に——私の方の所管ではございませんが、厚生省の方でも考へて、いろ

いろ検討しておられる段階にあると思ふのです。国民年金制度が非常に伸展されましたが、これは日本のだいまの

経済事情から見て、果してそういうよ

うな恩給に見まがうような社会保障制度が行われるかどうかということは、

私はちよつと見当がつきませんが、社会保険制度と恩給制度といふものは、

これはもとと出発点を異にしておりま

して、御承知のように恩給は国家が

非常に調整を要する面がたくさん出て

くるのじやないか、こういうように考

えて私の方でも検討を始めています。

○淡谷委員 先ほどの御説明によりま

すると、恩給亡國論に対する一つの反

論としまして、七名あるいは8%とい

うバーセンテージが出て参りました

が、やはり一千億円という額は小さく

大だと思うのです。今度の戦争は日清

戦争、日露戦争と違いまして、国内戦

における犠牲が非常に大きいのです。

常にお思ひ出されて、赤紙一枚で戦場に引っぱつていかれた軍人も、もちろん

これは氣の毒でござりますけれども、何らそういうふうな覚悟はないうち

に、空襲の下に死んでいった人はもつ

と私は氣の毒じやないかと思うのです。そうすると國家は、あなたのおつ

しやる使用人に対しては十分補償するが、國家の施策の誤まりのために受けた一般国民の苦労にも報いるような國

民年金との均衡は一体どういうようになりますか。

○今松政府委員 ただいま淡谷委員の

お話のような戦争犠牲者に対する援護

の問題は、これは大きな社会保障制度の確立に待つてこれをやっていく、こ

ういうより仕方ないのじやないかとなるのです。またそういうような

方向に——私の所管ではございませんが、厚生省の方でも考へて、いろ

いろ検討しておられる段階にあると思ふのです。国民年金制度が非常に伸展されましたが、これは日本のだいまの

経済事情から見て、果してそういうよ

うな恩給に見まがうような社会保障制度が行われるかどうかということは、

私はちよつと見当がつきませんが、社会

保険制度と恩給制度といふものは、

これはもとと出発点を異にしておりま

して、御承知のように恩給は国家が

非常に調整を要する面がたくさん出て

くるのじやないか、こういうように考

えて私の方でも検討を始めています。

○淡谷委員 あなたに御答弁ができない

ければ、あとでまた總理大臣にでも出

てもらいますけれども、そういうふう

な点の顧慮はなされなかつたのです

が。増額しなくとも残る問題です。増額するだけ他の戦争犠牲者との間の均

衡が大きくなつたのです。増額するだけ他の戦争犠牲者との間の均

○今松政府委員 恩給審議会には私委員でありますので、始終出ておりません関係で、どういう論議が行われたかということは、口頭でときどき聞いて、答申によって判断をしておるわけあります。今淡谷さんのおっしゃるような、大きなそういう種点から見た問題につきましては、今回はわれわれの与えられた仕事の範囲いたしましては、恩給審議会の答申に基いて、なるべくこれに沿うような意味で恩給法のワク内であります戦没軍人と傷痍軍人のいろいろな問題を処理する、こういうことが緊急な問題と考えまして、そういう方面だけに重きを置いてやりましたので、そういう大きな問題について、まだ検討が私どもの方とついては十分にやっておりません。

○淡谷委員 今国民年金制度やあるいは社会保障制度が大幅に推し進められようとしている場合、特殊な軍人恩給だけ増額しようという観念は、国民の間に私は対立抗争の種をまくと思う。

○今松政府委員 委員会の答申を私は少くとも戦争の跡始末として、この軍人恩給だけを引っぱり出して論ずることは非常にまずいと私は思うのですが、この審議会の答申等についても今一応検討されるよう御意思はございませんか。

○今松政府委員 委員会の答申を私は尊重して今回の措置をとったわけあります。従ってその答申の問題につきましてはまた今後それによつて恩給法をどうしようという考えは今持つております。

○淡谷委員 名の知れた将官や佐官などは案外こうした恩典からは漏れないと思うのです。非常に混乱をきわめましたあの戦争の末期の、特に外地にお

○淡谷委員 あと一点、増額の分は確かに下の方には厚かつたでしよう。けれどもその基本をなす恩給法そのものが戦争中のものであつて、これを踏襲しておりますから、あの戦争の最中でも、こういう国家に殉じようという偉い将軍諸君は、財産を還論されえられたことがあるのですから、その戦争が失敗した今日では、これはもう非常に上に厚かつた恩給法を自発的に返還して下された方が、私は最もよき処置であると思うのですが、これはまああなたに言つたってしようがないことあります。私はやはり恩給法は国民年金と社会保障制度と今後せり合う危険性が多分にありますから、この際根本的に考え直す必要があると思いますが、重ねてお尋ねします。長官そういう考えはございませんか。

○眞崎委員 私は恩給の根本概念について非常に認識がまだ足らぬと思います。また特に軍人に恩給を優先して下さることになつておったことに対する認識も非常に足らぬと思う。また勘論世論と申しますけれども、世論はむろん尊重せねばならぬが、その世論が誤まつておる場合には是正すべきものだと考えますが、これらについて、なお加算及び傷痍軍人の恩給等について二、三伺いたいと存じます。

まず第一に、恩給というものと、社会保障あるいは国民年金、そういうもののと平等に混同して考へておるところに、この問題のあやまちがありはせぬかと思うのであります。恩給は、さつきから長官もお答えになつておったよろうに、同じ損害でも、空襲を受けたいろいろな損害を受け、あるいは生命をとられたのと、初めから生命を捨てる前提のもとに立って働いておる者は、これは根本において考え方を異にせねばならぬと思うのでござります。そこには、恩給と社会保障、国民年金との差がなくちやならぬ。つまり国民として一般の平等觀に立つ上に、特殊の事情、特殊の職業、特殊の責任、それからについてそれぞれの差があるのが治國平天下の根本じゃないかと考えます。が、それについてます伺います。

○今松政府委員 お答えいたしました。

この恩給の制度と社会保障の制度とは、おのずから出発点を異にしておりますことは、先ほど御答申し上げた通りであります。社会保障制度の一番進歩しております英國におきましては、やはり恩給制度というものはこれと並んで行われておるわけであります。従いまして私どもは、いかに社会

保険制度が将来進展いたして参りまして、
ても、國家が自分の使用人である公務員
に対する、使用者としての責任に立ち
脚した恩給というものは——恩給と申
しますか、まあ将来漸次年金制度に在
るかも知れませんが、こういうような形
のいかんを問わず、國家がある程度
述べられました通りに、ドイツのごと
く、財力が豊かになつた場合には、實
際の戦争犠牲者には一律に国家が年金制
度を出し、一時金も出す、そういう措置
をとることは理想的な形態としてはそ
うなるべきだと思いますが、日本の現
状においては直ちにこれはできるこ
ではない、こういうようによく考えてお
次第でござります。

に、その脅迫に応ぜず拒絶したため殺されてゐる。それがために内地で心争がなかつたから、日本は無条件降伏をしたにかかわらず、今日今までの歴史に例のない再建を降服後ただりつてあります。それらの遺族は、対しての手当はほとんどしておまりません。これは無知のことでもあつたるも、と思いますが、私は吉田内閣のとき、たびたび吉田總理大臣にも申し上げた。こういう國民を救つてくれた——内地で戦争があつたならば、國家再建などは思いもよらぬことであつたろうと私は思います。しかるに方、漁業に行つてたまたま不幸目にあつて、ビキニの灰をかぶつて死傷いたした人があります。それに対する國民の同情は全く至れり尽せり。かわりに、どうしてその補償を千万円氣中にも、まるで昔の陸下の御病氣でもあるように、時々刻々脈搏、呼吸を伝えて、そんしてその補償を千万円も出せというようなことを叫び立てた。それとこれと比較してみますと、それはかわいそうではあるけれども、民族の恩人である人と、商売に行つて不幸な目にあつた、すなわちほんとうの犠牲と災難、これを混同してしまつて逆にするような國民の世論になつてゐることが、今日のような恩怨に対する極度の非難になつてゐる。もう一つは戦争の原因を研究していくい。戦争は軍閥が始めたものである。軍閥は戦争の下手人であるけれども、いわゆるサル使いに使われたサルにはならない。一般軍人は天皇の名において命令に忠実に服従して命をささげて働いたものでござりますが、それをよく区別せぬために、戦争

に對する憎悪心が、坊主にくぎりやけ
さまでにいいというようなふうで、軍
人さえいじめれば平和は保てるような
錯覚があるのでございまして、そうい
う一般の世論に対する政府の御意見を
伺いたいと存じます。

○今松政府委員 私が御答弁申し上げ
ますことはいかがかとも思います
が、日本は戦争に初めて負けまして、非常
に国民の思想に動搖を来たして、いわ
ば思想のよろめきというものがあつたた
のじやないかと思います。だんだんと
近時冷靜になって参りましたので、今
お説のよくな点も、将来は民心が安定
するとともに解消していくのじやない
か、こういうふうに考えております。
お説の点で非常にこもつとも点が多く
いかと思いますが、私からお答えいた
しますことはこの程度でお許し願いた
いと思います。

○眞崎委員 福祉国家とか社会保障と
か、これは当然理想としなければなら
ぬことでございますが、まずこの大戦
争をやった以上は、終戦処理をしてこ
そ福祉国家の基礎ができると思うので
ありますて、その意味から申しまして
も、今日の恩給あるいは援護法等をな
おざりにしておいては、とうてい福祉
国家なんかはできそらもなく、たびた
び国民は——恩給亡國という言葉を
さきから論ぜられましたが、軽くこ
れに調和することはいかにも戦争を避
けることのように考へ、また愛國心を
なくすことモットーのような占領政
策にわざわいされて、こういう言葉に非
常に迷わされてゐる。まず根本の終戦
処理、なからんすく命をさしきた者に対
する処理をしてこそ福祉国家の基礎が

なお先刻から、社会福祉問題と社会保障の問題がございますが、こんな日本の方におえぬような大戦争を始めましたて、その跡始末には理想的にはいきませんから、まず恩給の本質と社会保障とをどこで折り合うかということを考えるのですが、今日のほんとうの問題と思いますが、旧恩給、日本を強大にした根本のこの制度、これに財政が及ぼす——今流行しているところの非常な平等主義にわざわいせられて、恩給を忘れて福祉国家ができるような議論がありますが、これも大きいに是正せぬと、恩給亡國にあらずして、私は思想亡國だと思います。恩給亡國という言葉自身が亡國的性質を帯びておると私は考えておりますが、所見を伺いたいと思います。

○眞崎委員 次に、さつきから問題になりました加算の問題であります。これが塵と不均衡の一端大きなものは加算で、なる説明する必要はございませんが、昭和二十年前に裁定になつた者は加算で、なつて、ちゃんと恩給がついている。その後長く働き、戦友を助け、しかばねをおぶつて倒いたたちは、これが塵とされたために一文ももらえぬような境遇にあります。その数を見ましても、二十八年の恩給復活の當時で數えますと、普通恩給者が百六十五万四千人、それから普通扶助料が三十五万五千人、右のうち百五十五号の恩給受給資格者の人員は、普通恩給が百八万二千人、普通扶助料が十九万四千人、合計百二十七万六千人という多教に上つております。差し引き失権せしめられた人員は、普通恩給が百八万二千人、それから普通扶助料が十六万五千人であります。差し引き失権せしめられた人を見ましても、これを非常に軽く扱っておりますが、これは真剣にもつておられます。それから普通扶助料が三十五万五千人であります。

軍人が陳情している点は今後もさきに
考えていただきたいと存じます。
そのおもなる点は、今度の増加恩給
の勘定の仕方であります。戦鬪勤務と
普通勤務とを取り違えて、普通勤務を
もととして計算した点に非常な誤りが
あるので、それに対し不服がある。
それから間差の問題、こういうこと
についてなお一そく御研究を願いたい
と存じます。

なおこの際、御答弁はお願いたしま
せんが、金鶴勲章についても、これは
榮典法に属しますけれども、そのもと
は同じものでございまして、どうかこ
れも一つ研究していただきたいと存じ
ます。

最後に一つ、われわれ経験者でなく
てはわからぬ点を一言申し上げて、恩
給に対する御理解を願いたいと存じま
す。つまり軍人なる者は初めから今日
で言う基本的人権をなげうつていて、
自由をすべて犠牲にし、そこで教わる
教育は全部生活に關係のない、経済的
にはますます無能になる教育を受け
て、ひたすらその使命に後顧の憂いな
く尽瘁することを理想として働いてき
ておるのでございます。それで一たび
職を去れば不具者になる、またどうと
い生命を捨てるなどを前提としており
ますから、こういう今までの特別の何
があつたろうと思う。それを戦争の原
因を、さつき申し上げる通り、知らぬ
もんだから、軍人に対する反感が感情
に走つて今日均衡を失して、かえつて
国家を危うきに導きつづあることを御
考慮願いたいと存じます。

これをもつて私の質問を終ります。

○福永委員長 午前中の会議はこの程
度といたしまして、午後一時二十分ま

午後二時二十八分開議
○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
恩給法等の一部を改正する法律案についての質疑を繰行いたします。稻村委員
隆一君。
○稻村委員 私は、ごく原則的な政治的な問題に關して質問をしたいので、總理大臣、厚生大臣にせひとも出席していただきたいと思つて、いたんで
すが、出席できないというので、今松總務長官に御質問申し上げますが、今松
さんも国会議員であり、政治家ですか
ら、率直に答弁をしていただきたい。
　というのは、今度の軍人恩給ぐら
い国民各層の間に批判のあるものはない
のです。新聞論調も、ここに配付され
たのがあります、多くの権威ある新
聞もこの軍人恩給に対して鋭い批判を
加えております。政治というものは公
平であることが絶対に必要なんであつ
て、不公平な政治くらい危険なもの
ない。こういう立場から、私は、一般
国民の中にある不満の声、そういうも
のを代表して政治的な質問を申し上げ
たいと思うのです。
　本年度の予算は、だれが見ても全く
インフレ予算であります、この最大
の原因は軍人恩給にあることは明瞭で
あります。國を守つて犠牲になつた者
は、それは軍人だけじゃない。もし軍
人には恩給を増額するならば、とと
く大東亜戦争中に都市の爆撃によつて犠
牲になつた人々、広島や長崎で犠牲に
なつた多くの人々、こういう者をやは

り同じじようりに援護するのが、私は公平な政治じゃないかと思う。ところが、こういう人々は、やはり前線以上に銃戦つたのに、ほとんど諒みられておらないのです。こういうことは社会正義の立場から見て断じて許すことはできない。こういう点に対しても私は一體どうお考えになりますか。私はあなたを政府の代表として御質問申し上げるのです。

○今松政府委員 お答えを申し上げます。政府を代表して今のような問題について私から御答弁申し上げることには、ちょっとといかがかと思いますが、私個人といたしましては、ただいま稻村委員のおっしゃいましたことは、一般論としてはまことに傾聴すべき点が多いと思います。しかし私たちが今携わっております問題といたしましては、少し範囲が広過ぎるのでございまして、私どもは政府の命令によって行動した者に対する国家の責任、こういうものの観点から、今回の恩給の点につきましては、戦没軍人の遺族、傷痍軍人、こういう者をまずまつ先に取り上げたわけあります。一般の戦災者の問題につきましては、これはけさほどもちよっとお答えいたしましたが、ドイツではそういう者をくるめて戦争犠牲者の援護の法令が出ているようであります。わが国も理想としてはどういう点に向うことが大へんいいことだと思いますが、現在のところまだそこまで至っていない、こういうような状況であると考えます。厚生省の方でどういう程度にこの問題を検討しておりますが、まだ私もつまびらかにいたしませんが、いずれ他の機会に当局の方か

らその問題についてお答えをしていました。

だく方が適当じゃないかと思います。

○稻村委員 旧軍人の方々は、恩給が

國の約束であり、國はその約束を果すべきである、こう言っておられる。な

どど國家の命令によつて行つたのは間違いけれども、しかしそれは國

民だつて戦時中はほとんどこれは政府の命令によつてやつておつた。現に國

は戦時中、戦争保険法というような方

法で、燃焼を受けた人命、財産に対し

て補償を約束しているのです。ところ

がその約束は全く果せなかつたのですね。こういうふうなことは実際に日本の

敗戦といふ冷酷な現実からいってやむを得ないのだけれども、これは實際普通の觀念からいえば不都合千万なんです。こういうふうなことをするのにはいかぬと言うんです。それに対して國民は黙々としてそういうことに對して黙つておる。軍人の人々が軍服を着て、そうして集団的に騒ぎ出した。そ

うする上岸内閣は軍人だけの恩給をやる、恩給を増額すると、こういうことを決定したわけなんです。こういう岸内閣の政策といふものは、これは私は実になつてないと思う。老人、未亡人、親のない子供たち、そういう者は陳情、圧力をかける方法を知らないのです。そういう人々は全然顧みられていないのが、私は現在の政治じやないかと思うのです。

先ほど西独の話が出ましたけれども、西独でやつていることをこつちでできないという理由はないですよ。西独もやはり日本と同じようなミリタリー

ズムの國であるといつて批判された國なんです。その西独においては、御存じでしようが、戦争犠牲者の扶助に関する法律と/orを制定しております。

これによつて、軍人、文官、民間人を問はず、およそ戦争によつて受けた犠牲に対して、全く平等に犠牲の程度に従つて援護を行なつておる。だからして、同じ軍国主義で世界の袋だ

たきにあつて崩壊したドイツが、それは戦争の被害を受けたことは日本の比ではないですよ。それにもかかわらず

こういう公平な处置をするから、国民は一致して戦後の再建に當つたため

に、驚くほど國力が發展しておる。そ

こでアメリカの次の金持の國である、

こう言われているでしよう。これはむ

ずかしいことでも何でもないのです

よ。公平なことをやつたらなんで

す。こういうふうなことは理想として

は何とか言えますけれども、できない

な戦争犠牲者の扶助に関する法律とい

はずはない。最良の政治といふものは

何とか言えますけれども、できない

なふうなものをほんとにやるつもり

があればやれるのですが、どうです

か。あなたはそういうことをやるつも

りはありませんか。

○今松政府委員 ただいまの一般戦争犠牲者の問題は、厚生省において十分に検討中と私は承知しておりますが、

私の方では、そういう方面の人をどうするかという問題については何ら検討しておりません。

○稻村委員 だから私は、政治家としてのあなたに答弁を求めておるのであります。衆議院議員であるあなたの今松総務長官、大臣と一緒に同じであります。

○今松政府委員 たゞいまの一般戦争犠牲者の問題は、厚生省において十分に検討中と私は承知しておりますが、

私の方では、そういう方面の人をどうするかという問題については何ら検討しておりません。

○稻村委員 だから私は、政治家としてのあなたに答弁を求めておるのであります。衆議院議員であるあなたの今松総務長官、大臣と一緒に同じであります。

○今松政府委員 たゞいまの一般戦争犠牲者の問題は、厚生省において十分に検討中と私は承知しておりますが、

私の方では、そういう方面の人をどうするかという問題については何ら検討しておりません。

○稻村委員 だから私は、政治家としてのあなたに答弁を求めておるのであります。衆議院議員であるあなたの今松総務長官、大臣と一緒に同じであります。

○今松政府委員 たゞいまの一般戦争犠牲者の問題は、厚生省において十分に検討中と私は承知しておりますが、

私の方では、そういう方面の人をどうするかという問題については何ら検討しておりません。

○稻村委員 だから私は、政治家としてのあなたに答弁を求めておのであります。衆議院議員であるあなたの今松総務長官、大臣と一緒に同じであります。

○今松政府委員 たゞいまの一般戦争犠牲者の問題は、厚生省において十分に検討中と私は承知しておりますが、

私の方では、そういう方面の人をどうするかという問題については何ら検討しておりません。

らぬですけれども……。そんな局長み

たいな答弁はよしなさいよ。あなたは述べなさいよ。総理大臣いないのだから、総理大臣にかわってあなた答弁しますか。岸総理大臣、今松総務長官

というえい人、そういう人がきめなければだめじゃないですか。あなたた

地位にある者は、堂々と自分の所信を述べなさいよ。総理大臣ないのだから、総理大臣にかわってあなた答弁しますか。岸総理大臣、今松総務長官

言われますると、まだそこまで考えて一般的原則のもとに立つて、厚生省とか

何とかいう各省の人々が着手するわけ

なんですね。だからそれはあなたた

が、圧力に押されずにわかつたの

です。しかも所要額を各項目別に積算してその額を求めたものじゃない。つ

かみ決定なんです。全くでたらめな

か、と言つて、おれにまかせる

か、と胸をたたいて、こういうでたらめな

ことをやつた。こんなでたらめな

副総裁が出ていて、おれにまかせる

か、と言つて、それは軍人の苦し

い立場も考えてやらなければならぬで

しょう。一般の国民の苦しい立場とこ

れはマッチして、よくこの点を解決し

なければならないのですが、そんなに

急いでやる必要は何もなかった。こう

いうふうなことは、なるほど一部軍人

の不平は解消したかもしれないで

しょう。一般的国民の不平は断じて解消でき

ない。こういうふうなことに対する

見通りますよ、これは何でもないです

か……。

それはとにかくいたしまして、さ

らにまだ御質問申し上げますが、この

たびの恩給増額は、ベース・アップ・倍

率の引き上げなんだ、及び傷病恩給の

所要費は三十三年度で三十八億、

三十六年度には実は三百億に達するの

です。そうしてこの増額のために、今日

増額を同時に行おうとするもので、そ

の不平は解消したかもしれないで

ますよ。そういうふうなことはどう考

えますか。あなたに幾ら言つても仕方がない

かもしないが、あなたもその責任者

の一人だから、私は申し上げるのです

が、圧力に抑されずにわかつたの

です。しかも所要額を各項目別に積算

してその額を求めたものじゃない。つ

かみ決定なんです。全くでたらめな

か、と言つて、おれにまかせる

か、と胸をたたいて、こういうでたらめな

ことをやつた。こんなでたらめな

副総裁が出ていて、おれにまかせる

か、と言つて、それは軍人の苦し

い立場も考えてやらなければならぬで

しょう。一般の国民の苦しい立場とこ

れはマッチして、よくこの点を解決し

なければならないのですが、そんなに

急いでやる必要は何もなかった。こう

いうふうなことは、なるほど一部軍人

の不平は解消したかもしれないで

ますよ。こういうふうなことはどう考

えますか。あなたに幾ら言つても仕方

がない

が、あなたもその責任者

の一人だから、私は申し上げるのです

が、提案理由に御説明申し上げました

が、評論家が非難をしたことは私は存じて

おりません。しかしこの三百億の使い方

か、こういう非常な誤解がありまして

二、三の恩給制度に理解の少なかつた

が、提議理由に御説明申し上げました

が、どうもそういうことがわ

かりまして以来は、私は今お話をなりましたような非難はありません——かえつて、そういう方面に使われるならばわれわれも納得できる、こういうような激励もたくさんいただいております。従いまして圧力団体に押されてこの三百億ができた、こういうお話をございましたが、これは多年の懸案でございまして、こういう時期に、いつかは解決しなくちやいかぬ。理由が多少乏しいじやないかと言われましても、文官と武官との公務扶助料の不均衡ということは厳然としてあつたわけであります。これはいつか解消しなければやはりいけない問題でありまして、今回はそういう方面に重点を置いて私どもは作業をいたしたつもりでございます。これはいつか解消しなければやはります。これはいつか解消しなければやはります。これはいつか解消しなければやはります。

○稻村委員 私はそれは強弁だと思います。お先短かい者に対する社会保険なら、やはり多くの困つておる老人、それから未亡人というふうな者がたくさんいると思うのです。そういう者をも同時に片づけるのが政治じやないですか。むろん私は老軍人を片づけてやるならば、普通の老人も助けたいいじやないです。すいぶん老人はみじめな目にあつていますよ。社会保障がないために、親子げんかがあ

る。どうも親不孝になつたとか、道義がすたつたとかいわれておりますが、今の日本の経済の状態は非常に貧乏になりましたから、親を養うだけの余裕がないのですよ。そこで親子げんかに従いながらも、親不幸ができるわけです。何もできないのだが、ほかの老人も一緒に助けるべきなんですよ、これは現に病人で医者にかかるおそれがある者がたくさんある。それからまた親のない子供がたくさんある。おるべきことです。そういう親のない子供なんというものは、そういうものも一緒に救済するものが私は公平な政治だとと思うのですが、だからして岸総理大臣もわが党の年金制度がしかれるということは、非常に望ましいことであつて、私どもも熱意を持っています。ただ日本の現状からいたしますと、非常な理想的な、全部の今まであるような年金制度を一つにした社会保障の制度が、近い将来にしかれるかということにつきましては、私個人といたしましては、相手に答えて、将来軍人恩給は一般の年金制度の中に加えてもよろしいという答弁をしているでしよう。それに對してあなたはどう考えますか。ほんとうに今政府は軍人の恩給というものを対して、一日も早く解決することが時宜に適しておる、こういうふうに考えまして措置したような次第でござります。

○稻村委員 私はそれは強弁だと思います。お先短かい者に対する社会保険なら、やはり多くの困つておる老人、それから未亡人というふうな者がたくさんいると思うのです。そういう者をも同時に片づけるのが政治じやないですか。むろん私は老軍人を片づけてやるならば、普通の老人も助けたいいじやないです。すいぶん老人はみじめな目にあつていますよ。社会保障がないために、親子げんかがあ

が実はこの秋ごろに中間報告があるはずであったのを特に早めてもらつてここの五月ごろに中間の答申を得る、こういうようなことになつております。これは私どもの考え方としまして、社会保障として少くとも今どういう方面的な年金にも入つていいような方々に年金制度がしかれるということは、非常に望ましいことであつて、私どもも熱意を持っています。ただ日本の現状からいたしますと、非常な理想的な、全部の今まであるような年金制度を一つにした社会保障の制度が、近い将来にしかれるかということにつきましては、私個人といたしましては、相手に答えて、将来軍人恩給は一般の年金制度の中に加えてもよろしいという答弁をしているでしよう。それに對してあなたはどう考えますか。ほんとうに今政府は軍人の恩給というものを対して、一日も早く解決することが時宜に適しておる、こういうふうに考えまして措置したような次第でござります。

○今松政府委員 ただいまお話をありましたように、非常にお氣の毒な老年寄りや親のない子供たちがたくさんあります。そういう問題につきましては、たゞいま社会保険制度審議会で年金部会というのがありまして、非常に熱心に検討しておられますので、これ

が実はこの秋ごろに中間報告があるはずであったのを特に早めてもらつてここの五月ごろに中間の答申を得る、こういうようなことになつております。これは私どもの考え方としまして、社会保障として少くとも今どういう方面的な年金にも入つていいような方々に年金制度がしかれるということは、非常に望ましいことであつて、私どもも熱意を持っています。ただ日本の現状からいたしますと、非常な理想的な、全部の今まであるような年金制度を一つにした社会保障の制度が、近い将来にしかれるかということにつきましては、私個人といたしましては、相手に答えて、将来軍人恩給は一般の年金制度の中に加えてもよろしいとい

うです。きょうはこれでやめておきま

す。

○福永委員長 中川俊思君。

論から申しますと、国費の二重取りではないかと私は思う。御案内の通り同じ国会議員でございましても、今松長官や岸総理のように官途につかれますと、おつきになつた翌月から恩給は停止されることになりますのであります。

しかし国会議員はその恩給が停止されおりません。これは選舉によつて出たのである、公務員でないからと

いう議もあると思ひます。しかし私は確かに選舉によつて出て公務員で

はございませんが、しかし国会とい

うトンネルを通して國費から俸給をも

らつておることに間違はないのであ

ります。一つの私企業からもらつてお

ります。しかし公務員でないからと

いうのは、名前がちょっと今の時代に適しませんが、退職年金と申しますか、そ

うですが、しかしきさほども申し上げます。私はここに持つておりますが、これによりますと、四十三年の減耗率は二百六十七億となつてゐる。わずか数カ月の間に六十七億円という差が生じておるのであります。これはいすれが正直のであるか。もしお聞きたいと思いますが、しかしきさほども申し上げます。いいかげんなことばかり言つて、

う御発表があつたと思う。ところが昨年來臨時恩給等調査会におきまして、恩給局から、発表された減耗の一覧表

をたしか昭和四十三年には二百億とい

う御発表があつたと思う。ところが昨

年來臨時恩給等調査会におきまして、

恩給局から、発表された減耗の一覧表

をたしか昭和四十三年には二百億とい

う御発表があつたと思う。ところが昨

民生活を少しでも豊かにするというのとが私どもの責務である以上は、国会議員が国費の二重取りをやつておるといふことは、私は許されないの

うようなことがないかと思うのであります。従つてそういう観点から、一休国議員の中でのくらい恩給をもらつておる者がいるが、それが幾らもつておるか。だれが幾らもつておるかがわかるか。だれが幾らもつておるか。

現在若年停止で停止されておるとか、あるいは多額停止の条項に基いてどれどれ、幾ら幾ら停止されておるのかという精密な資料を出していただきたいの

であります。名前も全部連記して出していただきたい。この二つの資料を早急に出していただきたいのであります。

ただいま申上げますようにこういういろいろ問題のあります恩給法が上程されたときでありますから、私も国会議員も国費の二重取りをやるようなことは許されない。きれいに、もううべからざることは自発的に遠慮して、そうしてこれを多くのお気の毒な方々に向けるのが、私ども国民生活の安定をはかつていなければならぬ議員の責務だと考えまして、この二つの資料を早急に出してもらいたいと思うのであります。いつごろまでに出していただけるか、恩給局長の御返答をいただきたい。

○八番政府委員 午前中に、恩給費の将来の見通しにおきまして、三十六年度におけるピークと四十三年度との開きについて大きく二百億程度と申し上げましたが、厳格に申しますと、三十六年度のピーク時における恩給費といふものは千二百六十三億、それに対しまして四十三年度の見込みは、千二十六億でございます。従いまして、その差は三百三十七億となるわけでござい

ます。二百億と申し上げましたのは、そういうふうに訂正いたしておきま

す。それからその次は、国の税金から給与が出ていてかかるわらず、国会議員で恩給もまたもらつておられる方の例

に対する補助として給付されるものであります。その方がたといい会社にお入りになりました退職後、国がこれを受けられても、また公団にお入りになつてお取りになつても、また市町村役場にお入りになつてお取りになつても、これはこれとして別なものでございま

す。そしてこれらとの関係におきましては、普通恩給に対する調整と申しましておおりになつても、これがこれとして別なものでございま

す。そしてこれが五十万円以上でございま

す。そしてこれらとの関係におきましては、五十八条ノ四でございま

すが、多額所得の停止というのがございます。すなわち恩給年額九万五千円以上、そして恩給外所得が五十万円以上でございまして、国会議員の御要求もござります。従いまして通算される期間内における恩給といふものは重ねて受けられ定される、こうしたことになります。それをやめますと、前の恩給がさらに再任改就職をして、再就職いたしますことに

しましては、五十八条ノ四でございま

すが、多額所得の停止といふのがございます。すなわち恩給年額九万五千円以上でございまして、国会議員の御要求もござります。従いまして通算される期間内における恩給といふものは重ねて受けられ定される、こうしたことになります。それをやめますと、前の恩給がさらに再任改就職をして、再就職いたしますことに

しまして、普通恩給だけです。こうでござります。それは今までに出していただけるか。それによってこの恩給の問題の審議に非常に私としては考

えたいと思います。従いまして、国会議員の御要求もござります。従いましてお出し下さい。その要求をしたのであります。いつまでも出していただけですか。

○八番政府委員 国会議員の方々の中

らぬくとも、そのくらいのことは、は

ます。二百億と申し上げましたのは、

あるうとかいませんけれども、收

入があるというところにおきま

す。問題はそういうことじやないで

す。

は、多額所得の停止という規定を働かせまして、ある程度の制限をいたしておるわけでございます。従いまして国

会議員といふところにあるということだけでは問題が起るかどうかということが、私ども技術的に問題であると思つております。なお公務員が再就職した場合には、当然普通恩給が停止になるといふことは、御承知の通り、再就職と申しますのは、恩給法上の公務員として再

就職をして、再就職いたしますことに

とえらいむずかしくなりますが、大体想定に基いてこういう調査をお出しに

おるわけであるのか。あるいは毎年々の

大体の統計に基いて、やや科学的に御

調査になつたのであるか。午前中は二

百億とおっしゃったのが、二百六十七億と私が指摘をしたら、今度は急に三十七億ふえちゃつたんだ。これはどう

いう御調査であるかということです。

それから今個人の財産権の問題と

あります。おお公務員が再就職した場合には、当然普通恩給が停止になるといふことは、御承知の通り、再就職と申しますのは、恩給法上の公務員として再就職をして、再就職いたしますことに

よつて、その年限がさらに通算され

る、こういうことになります。それをやめますと、前の恩給がさらに再任改就職をして、再就職いたしますことに

しまして、普通恩給だけです。こうでござります。それは今までに出していただけるか。それによってこの恩給の問題の審議に非常に私としては考

えたいと思います。従いましてお出し下さい。その要求をしたのであります。いつまでも出していただけですか。

○八番政府委員 国会議員の方々の中

で恩給を持つておられる方の名簿を、ますある程度国会の事務局の方でお調べくださいてお出し下されば、それに

おられる方もございましょうし、また父母といふふうな措置が講ぜられているわけ

でござります。従いまして、国会議員の例をおとりになりましたが、国会議員の段階に応じまして恩給額を制限する、

うふうなことに対し、政府は恩給法を出されるに当つて、なぜもつとばかりしたこの恩給問題に対する認識を深められなかつたか。先ほど今松長官がお答えになつておつたことは、まさにりつぱだと思う、その通りだと私は思う。ところがあなた自身がそれをお考えになつておりますても、国民の一部には、先ほど稻村委員がおつしゃつておつたようなことを考えておるもののがおるのです。これは政府のPR運動が足りなかつたのじやないかと私は思う。何が恩給亡國であるか。何が圧力団体に屈したのか。私から言わせれば、圧力団体に屈したのは社会党です。これは長官十分考えておいてもらいたい。そしてこれに反駁してもらいたい。先年來臨時恩給等調査会にも社会党は御承知の通り委員を送つております。私どもが最後にこういう答申は反対だというので退席をしたのであります。あの答申に対しては社会党の諸君は賛成をしておられるのです。それから、その答申の内容が、政府の出してこられたこの恩給問題と必ずしも合致しておるとは思いません。しかしこくともあのときには、この恩給制度というものに対する、社会党の諸君にもある程度の理解があつたと思う。その後遺族の会合や大会がしばしば東京で開催されました。そのときに社会党は毎回代表を送つて、あなたの方の要望は全面的に支持しますということをはつきり言つておるのでですよ。それがこの恩給法が国会に提出されや、わいわい騒いで、国民の一部の中に、先ほど長官がおつしやつたように、何か大将か中将のような生存軍人に、何か大將か中將のような生存軍人

に対してのみ国家の恩給を与えることだけしからぬという批判が起つてきたのです。新聞なんかの投書欄を見ましても、私のうちの隣に元の大将がおられるが、お嬢さんは毎日ピアノを弾いておられる、そういう意味の投書が新聞にたびたび出ておりました。長官もごらんになつたと思うのです。私はそれに対し、そのつど反駁の投書をするのです。が、どういわけか新聞社は反対の投書はほとんど載せなかつたのです。そこで国民の中にはそういう議論に惑わされて、稻村委員がおっしゃつたような観念を持つ者がかなり出てきたと思うのです。私が地方へ行ってみても、やはりそういう質問をされる人がいましたから、私は国民の中に、稻村君のおっしゃつたような間違った考え方を持つておる国民が非常に多かつたと思うのです。これは政府のいわゆるPR運動が足らなかつた、政府の怠慢だと私は思う。政府は今回の恩給の改善というのは、主として兵隊で公務死の者の恩給を少し増そうというのと、それから手足をなくした傷痍軍人の恩給が少いからこれを増そうというのが主眼であるといふ宣伝をなぜなさらなかつたかと思う。先般恩給問題に対する予算の公聴会がこの部屋で開催されました。そのときに私は御質問したのです。たしか早稲田大学の時子山さんという教授の方ですが、今稻村君がおっしゃるようなことをおっしゃつたから、私は質問したのです。われわれ自由民主党におきましては政府とタイプツ

まして今回の恩給増額の措置をとつたのだが、これは少くとも兵長以下、主として兵である。公務のために死んだ兵の遺族と、そうして手足を失ったような傷痍軍人のお氣の毒な方々だけを主眼として今回の措置を講じたのだ、こう私が申ましたところが、時子山さんはそういうことは知らなかつたと言うのです。だから私は、あなたは少くとも早稲田大学の教授でしようと言つたのです。あなたぐらいな、いわゆるりっぱな方が公開の席上で知らなかつたからというので、そういう無責任なことをおつしやることが、一犬虚にはえて万犬実を伝えるで、だんだん全国的に広がつてきているのが今日の実情なのだ。いささか無責任ではありますとかと言つて私は追及したのですが、まあこれはお客様ですから、公聴会にわざわざ来て下さった方でございますから、あえてそれ以上のこととは追及しなかつたのです。實にそういう無責任な言動が全国に行はれておるのであります。これは政府がこの恩給問題に対して国民にもつと啓蒙しなければならない、あるいは宣伝しなければならないということについて怠慢であつたとお認めになりましたよ。

ておる官邸の記者諸君にも非常な理解をしてもらつたのであります。ただ困りますことははどういう関係か、やはりこれは言論界、評論家といわす、そういうことを聞いても黙つておつて、自分が前に言ったことは間違つておるということをはつきり申されない方が非常に多いのであります。そういう方に對してはあるいは徹底しなかつたかも知れませんが、あの配分方法がきまりましたときから、ラジオを通じ、あるいはテレビを通じて今回の恩給の是正の内容を十分にお知らせしたのであります。ただ、今中川委員から申されたように、少し政府のPRが足りないのではないかという点につきましては、私も率直にこれを認めて午前中にそれも遺憾の点があつたということを申し上げたのであります。われわれとしてはもう大体の方々には理解をしていただいている。こういうように考えております。それはわかつても理解しない方は相当ありますようが、これは何ともいたし方がないのであります。

○中川委員 長官のおっしゃるようになります。それはわかつても理解しない方は相手ではありませんが、やはりまだ稲村委員のおっしゃったような間違つた考え方を持つておるものがありますから、さらにもうたこの問題につきましては懇親会のあることにPRを徹底させていただきたいということをお願いを申し上げております。

それから、近時国民年金制度という声が非常に急激に出て参りました。もちろんこういう問題は以前から各方面で唱えられてはおつたのでありますが、この恩給問題を契機といたしまして

て、国民年金制度を実施したらいいだらう。社会保障制度を拡充して国民年金制度を実施すべきだという議論が急激に出てきたようだ。しかし、この国民年金制度まことに、けつこうでございます。社会保障制度を完備するということは、今日のや明國におきましてはそれぞれみな心がけておるところでございますが、御案度を要しますので、各国とも私はこの問題では悩んでおるのではないから、内に通り、なかなかこれには莫大な財源を要しますので、各國とも私は過ぎて、前のチャーチルは引退せざるを得ないような事態にまで立ち至つて思つてあります。イギリスのごときは御案内の通り、社会保障制度をやりたがつて、前回申し上げるまでもございません。

聞にして伺っていいないのであります。なかなかこれはむずかしいのです。そこで具体的の方法があるかどうか、これは政府にはむろんないでしよう。社会党に御質問することは御遠慮いたしまますが、とにかくそういうことはなかなか言いやすくして至難ではないか。たとえば国民年金制度に切りかえた場合に、既存の恩給の額というものを減らすことができるかどうか。たとえば今一千億という恩給が出ておるといいます。その一千億の恩給というものを全部パーにして、新たに国民年金制度というものを創設することができるかどうか。そういう場合には憲法第二十九条でしたか、財産権との問題は一体どういうふうになるのか、こういう点は私はよほど慎重に考えなければならない問題だと思う。従つてそういうふうに簡単に調整するするとおつしやつておるが、そう簡単に調整ができるとお考へかどうか。これは長官からでもまた局長からでもよろしゅうございますが、御答弁を願いたい。

うような形のものが行われるのが一番最初ではないか、こういうようになりますのであります。これもしかしておるのではありませんが、社会保険制度審議会の年金部会で検討しておりますので、この答申が出てから厚生省の方で原案をおきめになるのではないかと思います。従いまして調整を行いますといつても、どういう調整を行なうか、こういう場合があろうというようなことははつきりいたしませんので、そういう場合があれば調整するよりしようがないということを申し上げておるので、具体的にはまだ御説明する段階でないと思います。

○中川委員　そうだろうと思ひます。おそらく社会党にも私は確たる御願案はまだないのではないかと思う。ただ世論に迎合するために国民年金制度にしてみんなによくしたらよかろう、こういうような無責任きわまる行動であろうと私は考えておるのであります。もちろん政府で恩給問題に没頭しておる恩給局ですら具体的な案はないのであります。社会党がいかに力んでみても、これは結局絵に描いたもちにしか過ぎないだらうと思うのであります。どうかそういう点につきましては国民党の中には迷つておるものがありますから、そういう点についても政府は徹底的にP.R.を徹底させていただいて、むしろ社会党の絵に描いたものいわゆる空論を粉砕するよう努められぬと、国民の中には迷うものがありますから、この点ははなはだ僭越でございまするが御注意を申し上げておきたいと思うのであります。

それから先ほど来いろいろの委員によつての御質問の中にもあるし、また新聞の投書なんかによく現われておりますのであります。

ますことは、戦争犠牲者は何も軍人ばかりでなく、爆撃によつて家を焼かれたものもあるし、また命を失つたものもある。さらにまた農地改革によつて土地を取られたものもある。これはみんな戦争犠牲者ではないか。何も軍人だけ恩給をふやそうというようなばかなことがあるか、こういう議論がかなり世間で行はれておりますことは、長官はじめ政府でも御存じだらうと思う。ところが先ほど來各位からの御質問に対して長官並びに局長からもしばしば御説明がございましたが、恩給といふものは一休そういうものと同列に見ていいものであるか悪いものであるか。私は少くとも恩給制度は、先ほど私が聞きもしないことを局長は説明しておりましたが、その中にあつた通り、確かに恩給は恩惠ではございません。社会保障とは私は違うと思うのです。極端にいえば、恩給制度の問題はすなわち給与の延長だらうと思うのです。いわばあと払いの賃金です。だから雇用主である國家が使用者に対する契約を忠実に履行するということは当りませぬことであつて、これを社会保障費と同じだというような理念から恩給をそのまま社会保障にせよというようなことは、ちょうどサラリーマンの月給を社會保障で支払えということと私は大差ないのぢやないかと思う。そういうふうなことに対しましても、どうも政府のPRというものが、ことごとに社会党にしてやられている感じがするのであります。そういうところから新聞はまたおもしろがつてやる。社会党の議論は空論ではござりますが、おもしろいものだから報道機関はこれを取り上げる。そうすると国民はわからない

に遺憾な風潮が、この恩給問題について今全国にびまんしておる。ですか
ら、社会党の諸君にはまことにお氣の
毒でござりまするが、私は決して悪い
氣持で言つておるのぢやないのでござ
いまするから、十分に一つお許しをい
ただいて、要するに政府はどうか恩給
問題に対して国民にもつと正確なる資
料を提供してわかつていただき、何
でもかんでも政治には国民党は黙つてお
れ、ついてくればいいんだといふよう
な気持でなく、国民党に納得してもらつ
て、そうして国民の協力を得るにあら
ざれば、私はいかなる政治も達成でき
ないと思います。どうかそういう点か
らいたしまして、今後はそういう機関
が政府にもあるのでござりまするか
ら、そういう機関を勤員して P.R. を徹
底させていただきたいということをお
願いしておくのであります。

いよいよ本論に入りまするが、今回
の恩給改正につきまして、文官の一部
に公務扶助料に対する倍率四十割とい
うのがあつた、ところが軍人の遺族旅
は二十六・五であるとの不均衡で
あるから、この不均衡を是正せよとい
う要求が御承知の通り各方面からあつ
たわけでござります。これに対して政
府は文官の一部でとつておりました四
十割というものを三十五・五に下げる、
そうして軍人の二十六・五を三十五・
五に上げて同列にした、頭をそろえた
わけです。そうしてあまり要求のな
かったベース・アップで一万二千円と
いふものを一万五千円にしたわけでござ
りまするが、一体四十割を三十五・五
に下げられましたために、文官の一部
では一万五千円ベースになつたなら

ころを五万三千二百円という金しかもらえない。ベース・アップといつても、実際はベース・アップの恩典にはいつも浴さないわけなんです。このところは、今まで四十割、ところが三十五・五に下げられた。ベース・アップをやってやったそといつても三十五・五に倍率を下げられておるのですから、実際問題としてベース・アップの恩典には浴していないわけなんです。これは二つのからくりなんです。ほんとうに一万五千円にベース・アップしてもらつて今までの倍率通りに四十割もらえれば六万円ももらえるわけなんです。ところがベース・アップしても四〇割を三五・五に下げたのでありますから、一萬五千円にベース・アップしてやつた面からぼつぼつ起つておる。しかも御案内の通り普通恩給、普通扶助料には倍率はございません。そこで今回のベース・アップの恩典に浴します者は普通恩給、普通扶助料をもらう階層である。言葉をかえて申しますならば、生存者だけがベース・アップの恩典に浴することになるのであります。死んだ遺族は倍率といふもので一定の制約を受けておりますけれども、生存者であります。せっかく不均衡を是正するといふのがここにまた新たなる不公平が起る。新たな不均衡の発端を政府は作つておる。だから私どもは何も要求を

しないベース・アップなんかしないでよい、という主張をしたのでありますけれども、政府が出してこられた法案を見ますと、一万五千円ベース・アップで従来の四十割もらつておるのを三五・五に下げるという非常なからくりの法案をしてきておられるのであります。しか、一体これについてはどうお考えでございましようか、伺つておきたい。

○八巻政府委員 今回の増額におきましては、いわゆる仮定俸給の引き上げということと公務扶助料につきましては倍率の引き上げという両方をからみ合せまして、遺族の扶助料の増額をはかるう、こういうことにしたわけでござります。御承知の通り各種恩給を通じてその計算の基礎となりますものは退職時の俸給でございます。その退職時の俸給はその後の物価指数に応じまして上昇させる、これをいわゆる仮定俸給といつておりますが、この仮定俸給を見直していくということによつて、各種の恩給につきましての増額が行われていくわけでございます。従いまして、ひとり公務扶助料だけではございません、普通恩給、普通扶助料につきましても仮定俸給を見直す、仮定俸給というものがすべての恩給の尺度になつて、そしてこれを見直されることによって全面的な各種恩給を通じての増額がはかられる、こういうことになります。その上にさらに公務扶助料の場合におきましては普通扶助料に対する一定の倍数というものがありま

して公務扶助料の額が出ております。従いましてこの方も引き上げるということによって、両方相かねまして公務扶助料の額の改善が行われる、こういうことになるわけであります。従いましてこれによって新しい不均衡が起るという点につきましては、私は絶対そういうようなことは起らない、こう思っております。

弱い者いじめの政策という結果になる。それでもあなたは不均衡は生じたとおっしゃらないのですか。それから法制局がおいでになつておられますから承りますが、四十割を三五・五に下げましたことは、取得する恩給の額が五万三千円というものが変わらないから、これは憲法二十九条の違反にはならないかどうかということです。法制局から御答弁願いたいと思います。

○野本政府委員 ただいま御質問の点につきましては、憲法違反にはならない、そういうのが私どもの一致した見解でございます。

○中川委員 それから先ほど私がお尋ねしたときに、法制局がおいでにならなかつたから、あわせてお聞きをするのですが、国会議員の中で恩給を取つておる者がおる、この資料を出してもらいたいということを私は要求したのですが、個人の財産の問題をあらわに出すということは、二十九条の財産権の問題に該当するということをございますが、そういう理屈が一体成り立ちますか。

○野本政府委員 御質問の趣旨が果してお言葉の通りの趣旨なのか、お言葉の通りの趣旨だとすれば、憲法二十九条の問題には直接にはならないと存じます。

○中川委員 私も実はそう考えておる、ところが恩給局長はそういうへ理屈を言って出すまいとする、けしからぬ。それはいつまでお出しになるのか、資料を御提出にならないと、この法案は審議が進みませんよ。

○福永委員長 中川君に申し上げます。政府委員諸君で答弁の正確を期す

午後三時四十二分開議
○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中川委員 政府側でいろいろ御準備があるようでござりますから、私は一応質問は留保いたしまして、次の機会にさせていただきたいと思います。

○福永委員長 永山忠則君。

○永山委員 今中川委員が言われましたように、今回の恩給改正は不均衡是正ということをございますが、実際問題としてはさらに不均衡が残つたという結果になつておりますことをわれわれは遺憾に思つておるのでござります。それは生存者並びに普通扶助料の方の恩給は實質的に一万五千円ペース・アップになりましたが、遺家族の扶助料は倍率を落しました関係上、實質的には一万二千円で四十倍の倍率五万三千二百円のところ頭打ちをしておるのであります。さらに傷痍軍人の関係にして、今日値上りした恩給額を比較してみますと、すなわち今回値上りした一般普通恩給の年額三万円を戦前の兵の階級の百八十一円の恩給額で割りますと、生存者恩給並びに普通扶助料は百七十二倍に上つておるのでござりますが、遺家族の方は、そういうような計算方法でいきますと百五十三倍の

値上がりになり、傷病軍人の関係は百十倍の値上がりにしかなっていないのであります。従つて生存者並びに普通扶助料の方が一番値上がりの率がよくて、傷病軍人は最も低いところに追いやりであります。従つて生存者並びに普通扶助料の方が一番値上がりの率がよくて、傷病軍人は最も低いところに追いやりであります。この恩給不公平はまさに均等を残しておるという点に関する所見、並びに傷病軍人が一番値上がり率が悪くて非常に不遇な処置を受けているとわれわれは思つてございますが、それに対する所見を承わりたいのであります。

○八巻政府委員 ただいま今回の改正法案におきまして傷病恩給は普通恩給の上り方ほど上つておらないといふような御指摘がございましたが、この点について御説明させていただきます。

傷病恩給につきましては、御承知通り昭和二十八年の法律一五五号制定当時第一項症の額を月大体一万円に抑えよう——抑えようといふよりはその程度は兵の第一項症の額として差し上げなければならぬ、そういうことから一万円を目安にいたしまして兵の第一項症の額を十一万六千円ときめたわけであります。これに対しましてその後の物価水準の上昇等を考えまして、今回これを十七万一千円といたしたのでございますが、この上昇率は兵の仮定俸給というものが當時六万六百円というものが今度一万五千円ベースになりますして九万円になつたということで、その比率に相応しているわけでございます。従いまして普通恩給の上昇率よりも悪いということは言えないと思ひます。また同時に、そうした重病者につきましては今回介護手当と申しましてよいか、年額二万四千円の加給をつけるということになつております。また全

普通恩給とか、普通扶助料のベース・アップにつきましては、二年先の三十年七月から実施するとしてそのうちの高齢者につきましては半額をこしの十月から実施するということにしておりまして、傷病恩給につきましては重症者ほど厚くしておらないということであろうと思ふうなどこの処遇につきましては、法律一五五号で考えました當時よりも相当程度の手直しをいたしまして、現行額に対する八割程度の増額を見ておるわけでございまして、決して傷病恩給をないがしろにしておるわけであります。また以下の歎症におきましても五割五分以上の増額を見せておるというようなことは毛頭ございません。またその予算の増額率につきまして、先刻申し上げましたように、他の諸恩給費に比べまして相当増額いたしておるわけでございまして、傷病恩給が他の普通恩給、普通扶助料等に比較いたしまして低いということはございません。またこの際申し上げておきたいのは、普通扶助料、普通恩給につきましては、尉官以上の各階級につきましてはベース・アップ仮定俸給の引き上げというものを相当抑制いたしております。従いまして完全に一万五千円ベースになつておるのは、准

士官以下のいわゆる庶卒兵のクラス、まあ文官で申しまするというと判任官の三級とか二級とかいうふうなクラスでござります。こういうような事態でございまして、一がいにベース・アダプト申しましても、上級者については相当の抑制を加えておるというようなことからいたしまして、傷病恩給とはこれらの人々の増額というものが抑制されておるということも御承知を願いたいと思っております。

○永山委員 傷病恩給その他の不均衡がさらに生じたという点に対する今後の問題については、總理大臣並びに大蔵大臣の列席を得まして、十分質問をしたいと思うのであります。私は本日はその計数について、不均衡であるという数字について、当局にただしておきたいと思うのでありますが、傷病恩給の関係は算定基準が戦闘公務でなくて、普通公務に基づいて算定されるのが最初の算定基準が、戦闘公務の傷病恩給金額の一項年額千百七十円でなしに、普通公務の九百三十六円を中心にして計算されたのは、臨時恩給調査会に出されしになりました数字であり、さらに昭和二十七年の恩給調査会の際に出された数字であり、さらに昭和二十八年度に旧恩給法改正案を議会へ提出されなつておるのであります。そういうふうに、戦闘公務で傷ついたにもかかわらずに

す普通公務の金額にしたということ、もう一つその後において一般は二回にわたってベース・アップがございました。すなわち昭和三十年の十一月からと昭和三十一年の七月から、二回にわたり、戦闘公務の金額についてももう全然二回ともベース・アップをしてないでございます。そういうように基準が普通公務の金額の基準になつておたが、この傷病恩給についてはもう全然二回ともベース・アップをしてないでございます。そういうようすが普通公務の金額でなく、そして他の恩給は二回にわたってベース・アップがあつたにかかわらずベース・アップがないのであります。そういうようすな関係で、旧来傷病恩給は不适当に圧迫を受けておるのであります。しかしながら今回の算定方式は前に臨時恩給調査会その他昭和二十八年に恩給法が出来ました当時の算定基準とは全然別の平面的な算術計算で、昭和二十八年恩給法改正當時、兵の階級仮定俸給額年六万六百円が今回一万五千円ベースの仮定俸給年額九万円ベースに上つたのだから、それを比較ペーセントにした一・四八%を昭和二十八年の恩給法に改正当時の普通恩給額を基準として計算された兵一項症一万一千六百円に剩するというような、平面的な計算をされておりまして、旧来計算を提出されましたが方式のものは、全然顧みない、新しい計算方法でこれをやりにしなり、しかも相變らず普通公務傷病恩給を用いておる。そのことが一そう合理性を欠いてきたのであります。どういうわけで旧来の算定方式をそのまま踏襲されずに、今回は新しい方式でおやりになつたのでございますか。

え方というものは、臨時恩給等調査會における答申にござりますように、第一項症の額というものを昭和二十七年恩給法特例審議会が建議した当時の考案を想起して、そうしてこれを相当額に増額したらよからう、こういうことに従つたわけです。しかし昭和二十年の法律第百五十五号におきましては、いろいろの事情を勘案いたしまして、第一項症の額というものを兵士において十一万六千円ときめたわけでござりますが、これはその当時の生計費の状態であるとか、また過去における兵士の第一項症の額とのにらみ合せの問題であるとか、いろいろ考えたあげくの結果でございまして、十一万六千円というものは法律第百五十五号においてきまつたわけでございます。私はこれがはその当時の、重傷者に厚くおもてなす精神の現われた結論であると考えます。またこれはその当時十分に尊重すべき問題であると思っております。従つてそれを中心にその後の物価の上昇等を考えまして今回の額を定めた、こういうわけでござります。

に傷痍軍人の関係が非常に不適に圧迫を受けているのであります。私は先刻局長が説明されました傷痍軍人の傷痍恩給の値上がり率は非常にいいのでもう第一研究してみたいのであります。が、あのときの数字をもう一べん一つ聞きたいでござります。どうも計算が、あのときの数字をもう一べん一つ根本の間違いがあるということをまず第一研究してみたいのであります。おおだいまお話をございましたが、いかゆる尉官で一割以上、大佐まで八割を頭打ちをしているのだ、だから生存者を拘えているのだ、こうなっていますが、しかし傷痍軍人の方でもこれらの方々をもらっているのでござりますが、傷痍軍人の方はこの階級の頭打ちはしない、併給される普通の倍率をかけるのでありますからこの頭打ちは当然されておるべきだと思うのです。また遺族の関係もこれらの頭打ちは、いかゆる普通恩給に対しての倍率をかけるのでありますからこの頭打ちは当然されておるべきだと思うのであります。従つて生存者だけが頭打ちを受けているのではない、傷痍軍人並びに遺族もすべて頭打ちを受けておるのであります。従つて生存者だけを拘えておるから公平を保つておるんだという議論にはなりかねると思うのであります。が、この点に対してもお聞きしたいのであります。

回の増額分が十四億六千万円、約七三%、厳格に言いますと七三・二九%、こういうことになつております。それから傷病年金につきましては現在七億七千万円、これに対しまして増額分が三億六千万円、四六・九%という増額率になつております。予算的に申しますとそういうような増額率になつておりますので、ほかの、たとえば公務扶助料の場合を例にとつて申し上げますと、六百三十四億六千万円に対して、今回の増額分が二百三十九億六千万円、その増額割合は三六・一%ということになつております。すなわち十三万人の増加恩給あるいは傷病年金受給者を対象としたいままでの予算に対する割合といふのはこのようない状態になつておるわけであります。すなわち百五十五万方の公務扶助料の現行予算に対する増加額との対比の関係は、今申し上げましたような三六%程度になつております。このような意味におきまして、予算額との割合からいって申し上げた次第でございます。

○永山委員 三十三年度の四十六億八千万円は、併給されておるところの普通恩給がどれだけあるのでありますか。

○八巻政府委員 ちょっと經理課長に調べさせておりますから、少しあとで申し上げます。

○永山委員 この増加恩給は、三十三年は四十六億八千万円でござりますし、今回の増加恩給の増額関係が十四億六千万円であります。それに普通恩給の併給が二億六千万円でございますから、十七億二千万円になるのであります。そうすると二十億円に対する十四億六千万円の七三%というようなことは、計数的に全然誤まっておるのである。現在併給されておるところの普通恩給並びにその他の加給等全部寄せた四十六億八千万円、そうして今度の増額されるところの家族加給並びに普通恩給の併給等増額分を合せますと、十七億三千万円でございますから増加比は三四%にしかなりません。この七三%というような数字は全然当らぬ数字でござりますし、さらにこの傷病年金の本年も本年は十億一千万円の予算になつておるのをございますから傷病年金の增加額三億六千万円の比は三三%であります。局長が七億七千万円を基準で計算をされて四六・九%であるから、非常に増加率がいいというようなお奨めでございますが、この基礎的数字が完全に違つておるのではないかということを思うのであります。局長が、こんな数字で増加率を多きに言われるることは遺憾であります。これに対しても資料で出していただきまして、それによつて検討を続けたいと思うのでござります。

私はこの傷病慰給が非常に低きに拘えておるということに対しましては例証を申し上げてみたいと思うのですが、第一介護手当というのは一項症と二項症しかこれをやらぬ、こういうことをでございますが、三項症あたりではあります。事実上介護を受けなければどうするともできぬという傷病者に対してはどうするお考えなんぞございましょうか。何のために一項症と二項症だけにこれを平面的にやって、そうして三項症以下の事実上介護なくてはやれないという傷病者に対しての介護手当をやらぬのか、ここに私は第三項症の症状の関係のある人を承知いたしておりますのでございますが、首や両側の肩や胸が全運動かない、そして筋肉が萎縮している、体重が十貫五百匁になった、そして尿は出っぱなしである。もちろん陰茎の勃起は不可能で、上半身は脱力する力もない、歩行さえもできない。そこで着物を着がえたり、顎を滑らうということはもちろんでない。食事、用便に至るまで介護を必要とするのであります。どういうわけでその介護手当を事実上介護を要する者にやらずして、ただ一律的に一項症二項症だけにやるのであるか。このことは要するに傷病慰給は兵一項症は一万五千円ベース、兵の第一項症の傷病慰給のベースで戦闘公務を中心に計算いたしますならば、二十万一千円になるのであります。この二十万一千円の一万五千円ベースでできるだけ一項症と二項症だ

のことはなかろうと私は思う。第二項症、第一項症といふものは、法文の上にも書いてあります通りに、複雑な保護を要する、當時介護を要する、これがこの事に相応する。二項症といふように書いてございます。また二項症といふようなところでは両手あるいは両足のない、こういうようなことが書いてござります。こういうよなところでは、やはり日常生活の動作の上において介護、介抱を要するいは何足のない、こういうようなまして、こうした重傷者に対して加害制度を設けるということは、やはり二項症といふことが認定されるわけござり、また調査会の答申にも従うゆえであろう、こう思っております。

差に關係なく、一項二項に引き上げる

というお考えのようとにされたのです

が……。

○八巻政府委員 傷病恩給の判定の問

題は、はなはだこれは医学的にむずか

しい問題でございまして、一がいにわ

れわれ行政官がここで御説明申し上げ

ることができますけれども、同じく介護、介抱、看護を要す

ると申しましても、病気が進行してお

る、あるいは療養状態にある、機能の

低くても一つの療養状態にあるとい

うときには、これは寝たきりでなくちや

ならぬ、こういう場合もあるわけでござります。傷病恩給といふものは、やはりその症状が固定いたしまして機能

が欠損したとか、あるいは機能の傷害

というものがこの程度に固定してお

る、そういう状態を押えて、そうして

それに対する一定の給付をするわけで

ございまして、療養に対する療養費を

まかなく、療養に対する給付をするので

はございません。そういうような療養

状態の停止して、そうして一つの固定

状態になつたところを押えての状態に

にらみ合せた給付をするわけでござい

ます。従いまして、一がいにただ寝た

きりでおるということでは、なかなか

判定のしにくい問題でござりますの

で、それらの点も十分御了察を願いま

して、一つ今回の介護手当といふもの

は、平板的におきまして、また第一項

症、特項症といふところは介抱、介護

を要するという基準的なところである

という意味におきまして、また第一項

症、二項症、特項症である限りにおいて

当然のこととして介護手当を付加す

るということにいたしたわけでござい

ます。

○永山委員 私が今例証しました三項

症の病人は、固定症状でこれ以上なお

りつこないのあります

が、この例に

ついてはそうすると二項症へ上げて介

護手当を出すということに解釈してよ

るしゅうございますか。すなはち実質

上は症状は固定しておる。しかし事実

上介護は要するというものは、すべて

二項症もしくは一項症へ上げるとい

うか。

○八巻政府委員 結局法律別表に書い

てござりますように、第一項症、第二

項症にはこういうものを第一項症、第二

項疾といふふうに示例的に

掲げてござります。それに当ると判断

したものについては第一項症、第二項

症と判定いたします、それ相当の傷

病増加恩給が給されるわけでありま

す。そこで、その判定され

ます。

○永山委員 そういう判定がついた場

合においては、一項症もしくは二項症へ

引き上げるの

だといふふうにお話をして

われば非常にけつこうでござりますの

で、ここで私は、先刻総務長官が、症

状等差について是正を要するのがある

のではないか、ことに内部疾患等につ

ります。従いまして、一がいにただ寝た

きりでおるということでは、なかなか

判定のしにくい問題でござりますの

で、それらの点も十分御了察を願いま

して、一がいにただ寝た

善を考えたわけであります。もちろん
歎症におきましても五割五分程度の増
額になつておりますから、決して全然
改善されていないということは当然な
いと思いますけれども、中間における
八割八分というふうな上り方から比べ
れば、第三歎症、第四歎症というところ
は上つておらないということは言える
と思います。しかしこうした軽傷の方々
に対する年金というものは、どちらかと
いえは精神的補償と申しますか、そ
した面の考え方方が強いのであります
して、それによつて生活を云々すると
いうふうなことよりも、むしろそうし
た面の考え方方が強いのであります
これらの方々についてはできるだけが
まんをしていただき、こういうような
精神から出ておるわけであります。先
ほどおあげになりましたような症状が
果して第三歎症でいいのかどうか、そ
ういう位づけの問題につきましては、
これは先ほど総務長官からも申し上げ
ましたように症状等差なりあるいは症
状等差に当てはまる最低基準なりとい
うものについて、さらに詳細な専門的
な研究を必要とするという意味で専門
的な調査会を内閣に設けたい、こうい
う御意向であります。これによりまし
て私どもも十分勉強をいたしまして、
その調査会の結果によつて今後の指導
方針を決定して参りたいと思っており
ます。

は、政府の方では四百五十億というワクをきめたんです。そのワクをきめて、その範囲で一切を操作したのであります。そのときに政府原案は七項症及び一歎症から四歎症は、一時に金になつてましたのであります。それを議員修正で年金に持つてました。そうして総体の金額はふやさなかつたから、結果傷痍軍人の方の関係の計算の基礎を戦闘公務におくべきを普通公務におきまた歎症をうんとしほつて、そのワクの中に当てはめたのでありますから、理論的のものでもなんでもない。これを要するに総金額をしほつておいて、その金額の中に当てはめるために歎症の方を押えていったことが、今日非常な不合理を呼ばれてるのであります。私は今度の症状等差の審議会には、すべてを包含して研究すると言われるのをあえて言いませんけれども、ここに一歎症の関係の人、一歎症といえども、今は二万二千円、月に一千八百円くらいしかならぬ人の例もあるのであります。これは昭和二十五年まで入院治療しておつたが、肋骨を九本もとつて肺活量が九百である。右手の把握力が五である。右の腕は前方五十度くらいしか上らない。日常生活は座業ができる程度で就職就業是不可能であるから、妻の収入のみで三畳の間を借りて生活をしておる。こういうような人が結局今度上つて月額千八百円で、前には月額千百六十七円でありました。こういうような気の毒な状態に追いつまられておるということは、總ワクの数字をきめておいてこれを当てはめた。それには下に薄くする以外にない。というので歎症を非常に極度に圧迫いたした結果が起きておるのであります。

総ワクの中で操作をしようということになりましたから、再びこの間差においても下に薄くなりました。旧来極度に歎症が薄かったものをさらに率を小さくしたのです。それで「そうのうちに不合理が生じてきましたが、この際今回の間差は正に対しまして、われわれは旧間差——旧間差というのではなく戦前のものであります。角度で検討されて適正なものであるといふように信じておるのでござりますが、少くとも現行間差と旧間差の中間に下を抑えるという間差の是正をされたのでございますが、一歎症の人は間差が旧来は二四であった。一項症に対する一〇〇に対しても二四であった昭和二十八年恩給改正で半分の一に落した。今度はまさに昭和二十九年にさまであるものを一一に落とした。また三項症の間差は五五であるものを五七に落した。結局少しでも上げねばならぬものを、三項症の間差は六五を五七に落しておる。一歎症の間差は一二を一に落す。それはなぜ三項症をそういうふうに落したかといえば、介護手当といふものの合理性がないということを言うようにならってきた。ことに一歎症を現在に落したのです。そこに介護手当といふものの率よりも下げる、戦前の率の半分に

なつておる。それをさらに下げていいかのうか。そういう考え方はどういう理由からでありますか。そういうことだから症状等差この間差とは総合して、今度内閣に提出されるところの調査会で、十分御討論を願いたいということを私は申しておりますのでござりますが、この該症をほつたということは理論的なものじらない。総金額をつまみ金で出して、してそれに逆算して計算したのであるから、不等の間差ができたということに非常なる不満を抱いておるのでございますが、御意見を承わりたいのです。

○八巻政府委員 ただいま各項款症の間差の問題について、今までよりよく悪くなつた、こういう御意見でござりましたけれども、基本年額に対しましては、第一項症の基本年額十七万一千円というものを一〇〇といたしましての間差といふものをわれわれは考ええております。従いまして第二至五症は一、第三項症は六五で從前とござりません。これは戦前もそうだったわけであります。第四項症につきましては、今まで三五であったものを一〇〇上げまして四五%にいたしたわけであります。第五項症におきましては二〇であったものを二五にして五%上げました。また第六項症におきましては一五%でありましたものを一九%、四%上げております。このようにいましまして、昭和二十八年の法律一五五号でできました間差を、相当程度見直しておられます。また歎症におきまして現在の行われております間差といふものに、それぞれ第一款症、第二款症、第三款症とも一%ずつ上げてございます。これを旧間差と申しますが、

いのだとということははつきり言われておるのでございまして、私は特に今回間差が三項症並びに一歎症率が下つておるというようなことは、とうてい承できぬ点があるのでございます。

次に、傷病恩給に対してもはつきり言ふべきは、予めの援がされ、すなわち一定の金額に縛られておるからそれに適算をしてやる関係上、やはりむを得ずここへしほってきたといふ觀があるという点に対しまして、失権率の問題を取り上げてみたいのであります。公務扶助料の失権率は、昭和三十年は二・五二%でございます。昭和三十四年は二・八五%、昭和三十五年は三・二七%、昭和三十六年は三・六九%でございます。そうして十年間の失権率を政府は出しまして、四十三年に五・一〇%、半分くらいは失権してしまって、すなわち旧来遺族扶助料はこの率からいえば十年後には半分に減ってしまうというような失権率になつておるのでござりますが、これは三十一年の三月末現在、恩給統計の階級別年令別人員を第十四回の簡速生命表の各歳別生存率を用いて人員を算出したと政

府は言つておるのでござりますが、どういふか傷病軍人の分だけはこの失権率の遞増を見ずして、二十六年から二十九年までの四年間三百億、要するに四年目の三百億のビーグルを押えておるのであります。

○永山委員 公務扶助料の方は過増された失権率で計算をしたわけでござりますか。傷病軍人の方だけは固定した失権率で計算をして四十年——これは四十年間三百億、要するに四年目の三百億のビーグルを押えておるのでありますから、その間の計算の仕方で非常に

算をする、一方は固定した失権率でやるというようなことで計算をしていく場合におきましては、その均衡を失すことになる。傷病軍人の方が平均率だけで掛けられるということは非常に不利な計算になる。われわれはこの三百億のうちの金額の計数操作によつてもう少し算定は上げてもいいんだということを考えておるのであります。

○八巻政府委員 増加恩給受給者及び傷病年金受給者の失権率による見方の問題について御意見がございました。前に使つておりました昭和二十六年から二十九年までの四十年の平均の恩給統計上の失権率というものが増加恩給におきまして二・五%、傷病年金につきまして〇・九四%というものを使っております。今回推計方法を昭和三十一年から昭和四十七年までの推計をやってみたのでござります。これは現在の増加恩給受給者、傷病年金受給者の年令構成によりまして、人口問題研究所の第十四回簡速生命表の各歳別

の生存率といふものを適用いたしました結果だけを申し上げます。昭和三十一年から四十七年まで、全体を平均しておきました。これはこまかく申しますと大へんでござりますから、

さうして増加恩給の失権率

が妥当な数であるというようなものでござります。私どもがこれの作成以

ての失権率から比べますと、まだ相当甘い点もある、こういうことでござります。むしろ逆にそんなに落ちないと見方の問題について御意見がございました。前に使つておりました昭和二十六年から二十九年までの四十年の平均の恩給統計上の失権率というものが増加恩給受給者及び傷病年金受給者の失権率による見方の問題について御意見がございました。前に使つておりました昭和二十六年から二十九年までの四十年の平均の恩給統計上の失権率というものが増加恩給におきまして二・五%、傷病年金につきまして〇・九四%というものを使っております。今回推計方法を昭和三十一年から昭和四十七年までの推計をやってみたのでござります。これは現在の増加恩給受給者、傷病年金受給者の年令構成によりまして、人口問題研究所の第十四回簡速生命表の各歳別

の生存率といふものを適用いたしました結果だけを申し上げます。昭和三十一年から四十七年まで、全体を平均しておきました。これはこまかく申しますと大へんでござりますから、

さうして増加恩給の失権率が二・五%にいたしておるのでござりますが、われわれはこの失権率、これさえも非常に辛ぎに失している、これ以上の失権率があるのだとということを承知いたしておるものであります。しかしこの方は第二としまして、私は今傷病恩給ではほつて話をいたしておりますので、何ゆえ増出ております。私どもがこれの作成以

ての増加恩給及び傷病年金の失権率に対する昭和二十六年から二十九年までの四十年平均の恩給統計の失権率で使いました二・五%あるいは傷病年金における〇・九四%というものは、今回の増率を見ないかということをお聞きしたいのであります。

○八巻政府委員 来年度並びに再来年度の予算の趨勢を見ます場合に、増加恩給、傷病年金がどう伸びていくかとなるのであります。この点に關する御意見を承わりたいのであります。

○八巻政府委員 来年度並びに再来年度の予算の趨勢を見ます場合に、増加

基礎を作つておるのでございまして、
勝手に数字を作つておるわけではござ
いません。

○福永委員長 永山君の御質疑はまだ
おありのようございますが、いずれ
後日さらにこれを継続していただくこ
とにいたしまして、次会は公報をもつ
てお知らせすることとし、本日はこれ
にて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局